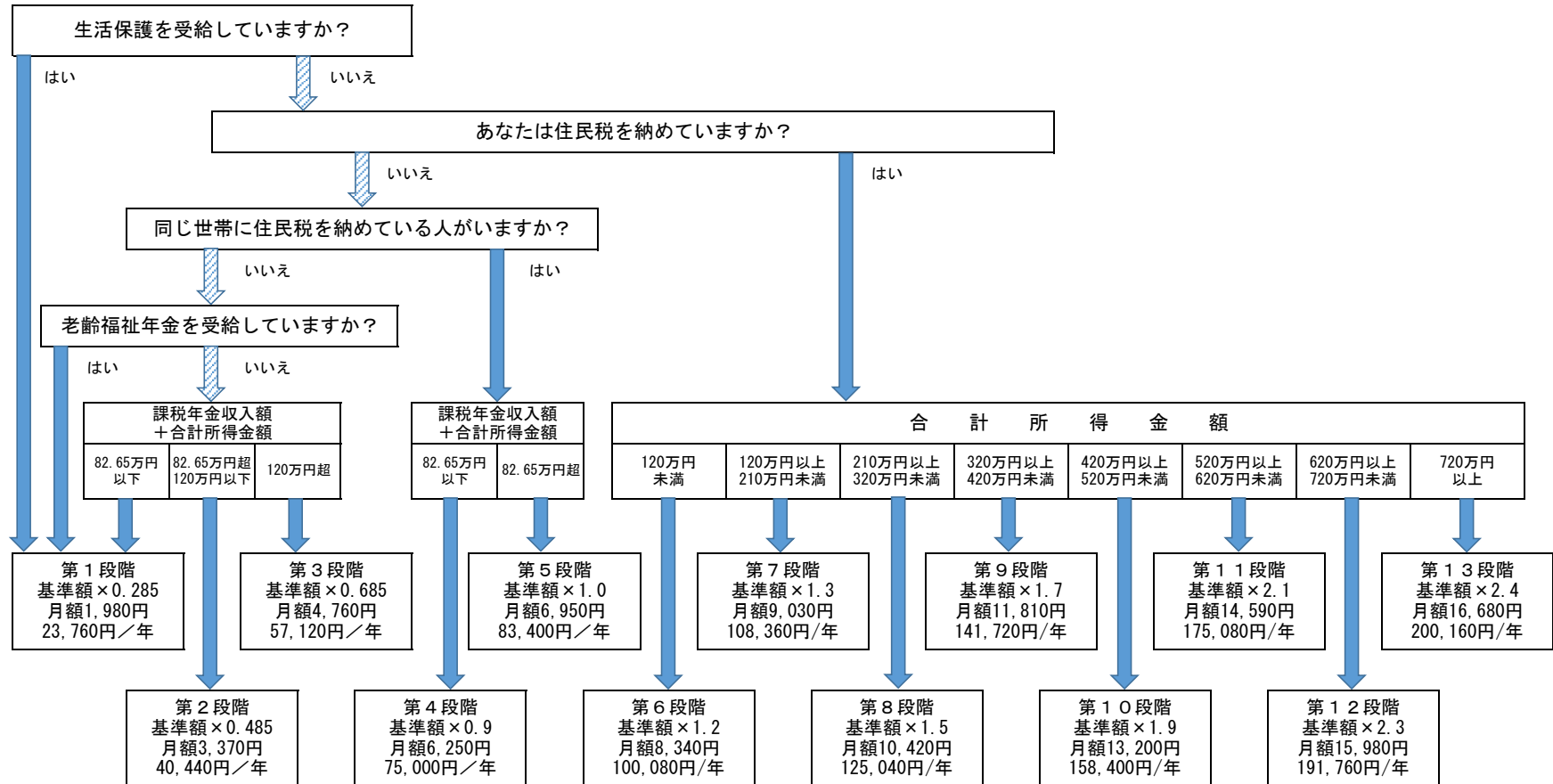


令和8年度の介護保険料

保険料の額：世帯及び第1号被保険者(65歳以上の方)の住民税(市町村民税)の有無及び所得金額によって次の13段階で算定します。



※基準額 藍住町の介護サービスに必要な費用のうち、65歳以上の方の保険料で負担すべき分を、65歳以上の方の人数で割った平均的な月額保険料。
(藍住町の基準額は第5段階6,950円(月額)です。)

※合計所得金額 昨年1年間の年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から、必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を差し引く前の金額です(ただし、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の金額です)。なお、納入通知書に記載の所得段階が第1段階から第5段階までの方に関しては、年金収入に係る所得を差し引いた後の金額を指します。
(令和8年度に限っては、令和7年度税制改正に伴う特例措置により算定された金額です。)